

福島医発第2859号（地）

平成25年 3月 6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

厚生労働省への要望書の提出について
(有床診療所および准看護師に関する要望)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて今般、日本医師会より、田村憲久厚生労働大臣宛に下記の要望書を提出した旨、別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

記

(要望書)

1. 有床診療所に関する要望
2. 准看護師試験の実施日に関する要望 (※)
3. 准看護師学校養成所の実習病院確保等に関する要望 (※)

※平成24年11月に要望した内容と同様

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

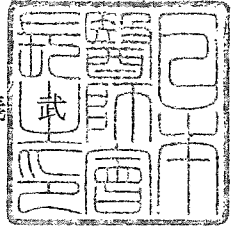
日医発第 1111 号 (地 I 238)

平成 25 年 2 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義



厚生労働省への要望書の提出について
(有床診療所および准看護師に関する要望)

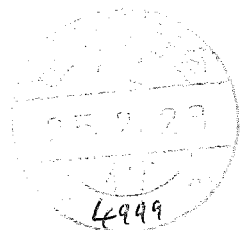
時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて本会では、田村憲久厚生労働大臣宛に、有床診療所及び准看護師に関わる事項について、別添の通り要望いたしました(2月14日 藤川常任理事より秋葉賢也厚生労働副大臣に手交)。

1. 有床診療所に関する要望
2. 准看護師試験の実施日に関する要望
3. 准看護師学校養成所の実習病院確保等に関する要望

※2及び3につきましては、平成24年11月に要望した内容と同様です

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますようよろしくお願い申し上げます。



日発第1055号(地I 216)

平成25年2月14日

厚生労働大臣

田村憲久 殿

日本医師会長

横倉義武

有床診療所に関する要望書

小規模な入院医療施設である有床診療所は地域に密着して外来・入院・在宅、終末期から看取りまで一連のプライマリ・ケアを実践し、また専門的医療をも提供し、患者の病院への集中を防いで勤務医の過重労働の軽減にも寄与するなど、重要な医療施設として地域医療を支えてまいりました。

しかしながら、行政にその特性・役割を十分に認識されずに、医療法における有床診療所の位置づけは曖昧になっております。その結果、診療報酬上の適切な評価を得られず、経営難を主因とする無床化・廃業などにより、有床診療所は減少の一途を辿っております。平成2年には約23,600施設(27.2万床)あったものが、平成24年9月時点では約9,600施設(12.6万床)と、約20年間で半減しました。これは貴重な医療資源の喪失であり、更なる減少は地域医療の崩壊に拍車をかけるものであると危惧しております。

社会保障審議会医療部会が平成23年12月に取りまとめた「医療提供体制の改革に関する意見」においては、「地域で切れ目のない医療・介護の提供が必要とされる中、地域住民の身近にある病床としての有床診療所の役割が大きくなる」とし、「医療提供体制における地域での有床診療所及び無床診療所の役割や機能を踏まえその活用を図っていく必要がある」とされております。また、この度の自民党の総合政策集に謳われております「有床診療所をはじめ診療所の機能の強化・充実」につきましましては、有床診療所の現状をご理解いただけるものと、大いに期待するものであります。

つきましては、有床診療所が今後とも地域においてその機能を十分に発揮し、地域住民・患者の健康を守っていくため、下記の事項について要望いたしますので、よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

記

1. 医療法における有床診療所の定義の見直し（第6次医療法改正）

医療法第1条の5の有床診療所の定義について、19床までの入院施設を持つ診療所という現行の内容に加え、有床診療所の理念を加え、将来においても必要な医療施設であることを明確に位置付けていただきたい。

2. 有床診療所の新規開設にかかる適切な運用

地域の医療ニーズに対応するため新たに有床診療所を開設しようとしても、新規開設が認められないケースがしばしば報告されている。在宅医療、へき地、小児・周産期その他地域で特に必要であり、医療計画に記載され、または記載されることが見込まれる診療所は、病床過剰地域か否かに関わらず、届出により設置できるとされており、基準病床数制度の運用について、適切な解釈の徹底と柔軟な対応をお願いします。

3. 診療報酬の見直し

有床診療所がやむなく無床化あるいは閉院に至る最大の要因は、著しく低い診療報酬上の評価である。患者のニーズに応える良質な医療を提供するには、診療報酬体系を相応なものにすることが望まれる。

有床診療所の病床は、病院の病床とは機能が異なるものであり、小規模施設でも運営が成り立つような診療報酬体系が必要である。中医協等の場において、有床診療所の診療報酬（特に入院基本料）について、十分な検討が行われるようお願いする。

厚生労働大臣
田村憲久 殿

准看護師試験の実施日に関する要望

医療現場における看護師・准看護師不足は深刻さを増し、地域医療にも大きな影響が出ております。厚生労働省の第六次看護職員需給見通しによれば、医療現場における看護師・准看護師の不足(常勤換算)は平成22年で15,900人に改善されるとしておりました。しかし、第七次同見通しでは平成24年の不足を51,500人と見込み、看護師・准看護師不足は改善されるどころかさらに悪化しております。

この看護師と准看護師の資格については、看護師は厚生労働大臣の免許を受け、准看護師は都道府県知事の免許を受けますので、看護師と准看護師の試験日は法的に同一日である必要はありません。また、看護学校を卒業した者は法的には准看護師試験も受験可能であります。そこで、看護師国家試験と准看護師試験が別の日に設定されていれば、看護師国家試験受験者で不幸にも不合格となった者が准看護師の資格取得の機会を得られ、資格を有して医療現場に就くことが可能となり、翌年の国家試験に備えることができます。これは国家試験受験者にとっても、受け入れ側の医療施設にとっても、非常に有益であります。

医師会立看護師・准看護師学校養成所を運営し、看護師・准看護師養成に尽力している医師会の観点からも、看護師国家試験と准看護師試験を別の日に設定することが看護師・准看護師不足解消の一助となると確信しております。

つきましては、准看護師試験日を看護師国家試験日と別の日に設定することについて、厚生労働大臣から都道府県知事に対して働きかけていただきたく要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

社団法人 日本医師会
会長 横倉義武

厚生労働大臣
田 村 憲 久 殿

准看護師学校養成所の実習病院確保等に関する要望

医療現場における看護師・准看護師不足は深刻な状況にあり、厚生労働省の第七次看護職員需給見通しにおいても平成24年の看護師・准看護師の不足は51,500人と見込まれ、その不足は改善するどころか恒常化しております。地域医療確保の観点からもこの看護師・准看護師不足は忌々しき問題であり、この問題を根本的に解決する唯一の方法こそが看護師・准看護師の安定的養成であります。

看護師・准看護師を確保すべくその養成については、各地域医師会がそれぞれの地域において医師会立の学校養成所を運営しております。平成24年度に本会が行った調査では、全国で准看護師課程196校、看護師2年課程82校、看護師3年課程63校となっております。とりわけ、准看護師課程は、定員9,500人に対して応募者27,000人と競争率が3倍であるものの、校数は5年前に比較して22校減少しております。その原因の一つには、実習授業の対象施設となる実習病院の確保が困難なことで、これにより閉校に追い込まれる学校養成所もあります。とりわけ、付属病院を有さない新設看護大学による強引な実習病院の確保が准看護師学校養成所の実習病院確保をより困難なものにしております。

つきましては、地域医療確保の観点からも、准看護師の実習施設の確保および実習施設に関わる条件等の緩和につきご配慮をいただきたく要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

社団法人 日本医師会
会 長 横 倉 義 武